

はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に発生した未曾有の大震災から、はや 1 年が経過しました。

震災直後に発生した大津波などにより、約 2 万人もの人が亡くなり、また行方不明となっており、今なお約 34 万人の人々が避難生活を余儀なくされています。

あの日、東日本の太平洋沿岸を襲った大津波が、次々に家屋をはじめ、あらゆるものをのみ込んでいき、被害は甚大なものとなりました。また、東京電力福島第一原子力発電所（以下「東電福島第一原発」という。）では、放射性物質が広範囲に放出されるなど、我が国が、かつて経験したことのない重大な原子力事故が発生しました。

さらに、原発事故の影響、電力需給の問題から、東日本地域を中心に、電力使用制限の下、夏期には計画停電が実施される等、企業の生産活動や、国民生活に甚大な影響が及びました。

こうした状況の中、労働基準行政職員は、震災直後から、震災による被害の状況や原発事故の状況等の情報収集を行いながら、政府の一員として、被災者支援のため、直ちに対応すべき様々な課題に対し、1つ1つ対応してまいりました。

労働基準行政は、労働者保護の理念の下、労働条件の確保、労働者の安全と健康の確保、被災された労働者への労災保険給付を通じた社会援護等を行っており、このたびの震災では、①被災者支援のための各種相談対応、②労災保険給付や未払賃金立替払に係る請求対応、③復旧工事等の労働災害防止、④原発事故収束のための緊急作業従事者の放射線障害防止等の健康確保、⑤電力需給問題への対応、⑥労災病院や産業医科大学（労働基準局所管の独立行政法人の施設等）の医師の派遣等による医療救護活動等、様々な取組を行いました。

被災地域の労働局や労働基準監督署の職員は、家族や自らも被災する中で、その使命と職責を果たすべく、不自由な執務環境の中で業務に精励するとともに、こうした被災局を支援するため、全国のネットワークを活かし、厚生労働省や全国の労働局からも職員を応援派遣する等、労働基準行政を挙げて、この国難に対応しました。

今振り返れば、混乱の中で、諸課題に対し、概ね迅速・的確に対応できたと思う反面、反省すべき課題等も散見される状況ではありますが、これらを糧にして、引き続き、被災地の復旧・復興のため、尽力するとともに、真に国民の期待に応えられる、行政の運営を図っていく必要があります。

この記録は、将来の労働基準行政の運営に活かすべく、この 1 年にわたる、震災に対する労働基準行政の取組を記録として残すこととしたものであり、今後の行政活動の記録として何らかの参考資料となれば幸甚に存じます。

最後に、震災で、亡くなられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災地域の 1 日も早い復興と、被災者の皆様の生活再建を祈念致します。



被災地（宮城県名取市）に咲く復興桜

「写真提供：名取市観光協会」